

# 契約内容登録制度・契約内容照会制度改正に伴う 約款一部変更のお知らせ

2024年4月1日に契約内容登録制度・契約内容照会制度が改正されることに伴い、約款を一部改定し、下記のとおり「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に関する記載を削除いたします。  
なお、本変更に伴う保険料の変更やお客さまによるお手続きの必要はございません。

## 記

### ■「契約内容の登録」条項の削除

(例)総合医療特約※	
変更箇所	変更内容
<p>第32条</p> <p>① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）</li><li>2. 入院給付金の種類</li><li>3. 入院給付日額</li><li>4. 契約日（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）</li><li>5. 当会社名</li></ol> <p>② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。</p> <p>③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。</p> <p>④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。</p> <p>⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。</p> <p>⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。</p> <p>⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。</p> <p>⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金および保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金および共済契約と読み替えます。</p>	<p>第32条を 削除</p>
<p>第46条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）</p> <p>① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>10. 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。</p> <p>イ. 第32条（契約内容の登録）の適用に際しては、「または特約の中途付加」を「、特約の中途付加、保障見直しまたは保障一括見直し」と読み替えます。</p> <p>ロ. 第34条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。</p>	<p>第46条第1 項第10号イを 削除</p>

(※)その他の普通保険約款等も変更いたします。変更する約款については次頁以降をご確認ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の詳細につきましては、当社ホームページ  
(<https://www.sumitomolife.co.jp/privacy/sharing/association01.html>) をご確認ください。

対象の約款	削除する条項	改定する条項
毎期精算配当付自由保険普通保険約款	第50条	—
定期保険普通保険約款	第42条	—
終身保険普通保険約款	第53条	—
特定疾病保障定期保険普通保険約款	第43条	—
重度慢性疾患保障保険普通保険約款	第44条	—
5年ごと利差配当付自由保険普通保険約款	第50条	—
5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款	第43条	—
5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款	第51条	—
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款	第43条	—
5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款	第44条	—
5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)普通保険約款	第51条	—
無配当医療保険普通保険約款	第47条	—
無配当新医療定期保険普通保険約款	第44条	—
5年ごと利差配当付限定告知型終身保険普通保険約款	第47条	—
無配当定期保険普通保険約款	第46条	—
低解約返戻金型無配当介護保障終身保険普通保険約款	第49条	—
低解約返戻金型無配当終身保険普通保険約款	第47条	—
低解約返戻金型無配当定期保険普通保険約款	第47条	—
5年ごと利差配当付医療定期保険普通保険約款	第45条	—
5年ごと利差配当付医療終身保険普通保険約款	第44条	—
低解約返戻金型無配当特別終身保険普通保険約款	第43条	—
低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険普通保険約款	第33条	—

対象の約款	削除する条項	改定する条項
災害割増特約	第27条 第30条	第29条 第31条 第41条 第43条 第45条
傷害特約	第29条 第32条	第31条 第33条 第40条 第44条 第46条 第48条
定期保険特約	第27条 第32条	第29条 第36条 第40条 第44条
終身保険特約	第26条	第28条 第32条
保険料特別払込定期保険特約	第25条 第30条	第27条 第34条 第36条 第39条
家族定期保険特約（子型）	第28条	第38条
生存給付金付定期保険特約	第31条 第36条	第33条
連生定期保険特約	第31条	第33条
逓減定期保険特約	第28条 第33条	第30条 第36条 第40条
収入保障特約	第35条 第40条	第37条 第43条 第46条 第50条
特定疾病保障定期保険特約	第28条 第35条	第30条 第36条 第39条 第45条 第48条
重度慢性疾患保障保険特約	第29条 第35条	第31条 第36条 第39条 第45条 第48条
連生逓減定期保険特約	第31条	第33条

対象の約款	削除する条項	改定する条項
災害入院特約(01)	第29条	第35条 第40条 第44条
疾病医療特約(01)	第30条	第36条 第41条 第45条
成人病医療特約(01)	第28条	第44条
女性疾病医療特約(01)	第25条	第40条
終身保障移行特約	第23条	第26条
新介護保障定期保険特約	第31条 第39条	第34条 第40条 第43条 第44条 第46条 第50条 第51条
新介護逦減定期保険特約	第31条	第34条 第41条 第45条
新介護収入保障特約	第38条	第41条 第48条 第51条
限定告知型医療特約	第30条	—
総合医療特約	第32条	第46条 第49条
成人病入院特約(09)	第24条	第32条 第39条 第43条
女性疾病入院特約(09)	第24条	第39条 第43条
こども総合医療特約	第32条	—
生活障害終身保険特約	第29条	第31条 第35条
定期保険特約(18)	第26条	第31条 第33条 第36条
収入保障特約(18)	第34条	第39条 第41条 第44条